

舞鶴市自治会施設等整備事業費補助金交付要綱のうち、交通安全灯に係る部分の実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、舞鶴市自治会施設等整備事業費補助金交付要綱のうち、交通安全灯に係る部分（以下「要綱」という。）を運用するため定めるものである。（以下「実施要領」という。）

(定義)

第2条 要綱別表において「道路」とは、以下のものをいう。

- (1) 国土交通省が管理する国道
- (2) 京都府が管理する国道(自動車専用道路を除く)及び府道
- (3) 舞鶴市が管理する市道
- (4) 舞鶴市が管理する法定外公共物（里道等をいうが、農道及び林道は除く）
- (5) 2戸以上の共有通路となっている私道
- (6) その他、舞鶴市長（以下「市長」という。）が認める場所

2 要綱別表において「電柱等」とは以下のものをいう。

- (1) 関西電力送配電株式会社（以下「電力会社」という。）が所管する電力柱（以下「電力柱」という。）
- (2) 西日本電信電話株式会社（以下「電話会社」という。）が所管する電話柱（以下「電話柱」という。）
- (3) 家屋及び構造物等

3 要綱別表及び実施要領における、交通安全灯の用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 交通安全灯の「工事区分」とは、添架式又は自立式において、それぞれ「設置」、「更新」又は「撤去」の工事をいう。
- (2) 工事区分のうち、「設置」とは、新たにLED灯具を用いて交通安全灯を設けることをいい、その方法は、添架式又は自立式によるものとする。
- (3) 同じく「更新」とは以下のことをいう。

ア. 既存交通安全灯（以下「既存灯」という。）が添架式の場合は、灯具をLED灯具に取り替えること（以下「灯具取替」という。）をいう。

なお、自立式において、灯具取替のみを行う場合は、添架式として取り扱うものとする。

イ. 既存灯が自立式の場合は、灯具取替と支柱取替の双方を行うこと、及び支柱のみの取替を行うことをいう。

ウ. 既存灯が、景観型の灯具を有するもの（街路灯）である場合は、光源部（ランプ等）及び周辺機器を取り替えることによりLED化することも灯具取替とみなす。

- (4) 同じく「撤去」とは、維持管理上不要となった既存灯を撤去することをいう。
- 4 要綱別表の補助対象経費で「交通安全灯を設置、更新又は撤去する費用」とは、それらに要する工事費用のことをいい、以下の各号を合計したものとする。
- (1) 材料費及び労務費（照明器具、取付に要する材料、労務者の工賃、機械運転費、機械リース料、機械運転に要する燃料費等の費用、更新及び撤去の場合は、撤去した灯具等の処分費用）、自立鋼管柱を設置する場合は、その材料費や工賃及び土工等の費用
- (2) 諸経費（施工管理や安全管理を行う費用、電力会社への電力引込申請の費用、関係する諸官庁への申請や手続等に要する費用等）

（補助対象についての補足事項）

第3条 補助対象についての補足事項は、以下のとおりとする。

- (1) 添架式は、電力柱又は電話柱に添架する場合で、当該柱管理者の承諾を得たものに限る。
- (2) 前号の規定に係わらず、申請箇所前号の電力柱又は電話柱が存在しない場合に限り、自立式を補助対象とする。
- ただし、自立柱を設置しようとする土地の管理者から許可（承諾）を得たものに限る。
- (3) 第1号及び第2号の規定に係わらず、申請箇所の近傍に電力柱や電話柱が存在せず、且つ自立柱を設けることが困難な場合に限り、家屋その他の構造物への添架も可とする。
- ただし、当該家屋や構造物の管理者の承諾を得たものに限る。
- (4) 自立式において、申請箇所から最寄りの電力柱まで、概ね60m以上離れている場合は、ソーラー式のLED灯具も補助対象とできるものとする。
- (5) 自立式において、最寄り電力柱から申請箇所までの中間柱は補助対象としない。
- 2 自治会等が設置又は、更新において使用するLED灯具等の種別や規格等に制限は設けませんが、補助率や補助の限度額は、要綱に定める範囲を超えてはならない。

（事前準備）

第4条 自治会等の代表者は、交付申請を行うまでに、自治会等の中で設置、更新又は撤去を行なう箇所についての合意形成を行うこと。

- 2 諸手続きとして、以下のものが必要になるため、交付申請を行うまでに、関係機関や関係者への手続きを完了する若しくは、最低限度それらについての事前調整を行っておくこと。
- (1) 道路占用許可書の取得

ア. 添架式で国道や府道の敷地に設置された電柱に設置を行う場合、又は既存灯の

更新を行う場合。

- イ. 添架式で、国道や府道の敷地に設置された既存灯を撤去する場合。
- ウ. 自立式で、国道や府道及び市道の敷地に設置を行う場合、又はそれらの道路敷地に設置された既存灯を更新する場合。
- エ. 自立式で、国道や府道及び市道の敷地に設置された既存灯を撤去する場合。

(2) 舞鶴市法定外公共物占用等行為許可書の取得

舞鶴市法定外公共物(里道他)の敷地において、自立式の設置や更新及び撤去を行う場合。

(3) 地権者の設置承諾書(同意書)の取得

自立式で私有地(私道を含む)に設置を行う場合や、添架式で私有地にある電柱に設置を行う場合。

(4) 電力供給申込の完了

添架式で電力柱に設置を行う場合に、電力会社の添架承諾書の代替とする。

(5) 電話会社の添架承諾書の取得

添架式で電話柱に設置を行う場合。

(6) 構造物又は家屋等管理者の承諾書(同意書)

電力柱や電話柱以外の、家屋や構造物等に添架を行う場合。

3 自立式の場合は、地下埋設物の確認。

(交付申請の添付書類)

第5条 要綱第7条第1項の添付書類のうち、事業計画書として提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(交通安全灯)(様式 灯第1号)
- (2) 交通安全灯補助金交付申請額内訳書(様式 灯第2号)

2 同じく、「その他市長が必要と認める書類」とは、次のとおりとする。

(1) 位置図

補助金を受けようとする交通安全灯の位置を図中に明示するものとする。

なお、複数灯を1枚の位置図に記載することは差し支えないものとする。

(2) 現況写真

申請する交通安全灯ごとに、現況写真を添付すること。

ア. 電力柱又は電話柱へ添架する場合は、当該柱全体を撮影したもの(設置箇所を写真上で明示)と電柱番号を撮影したものを各1枚。

イ. 自立鋼管柱を設ける場合は、設置箇所の全景及び、申請位置を木杭等で明示の上、近接して撮影したものを各1枚。

ウ. 家屋や構造物等へ添架する場合は、設置箇所の全景及び、やや近接して撮影したもの(申請位置を写真上で明示)各1枚。

(交付申請の提出期限)

第6条 要綱第7条第1項の「別に定める期日」とは次のとおりとする。

- (1) 令和5年度は12月の最終開庁日とし、令和6年度以降は、9月の最終開庁日とする。(いずれも郵送不可)
- (2) 前号の規定に係わらず、当該補助金予算額の枠に達した時点で交付申請の受付を終了するものとする。

(交付決定に係る補足事項)

第7条 交付決定通知を行う場合は、交通安全灯補助金交付決定額内訳書(様式 灯第4号)を添えて通知するものとする。

- 2 交付申請のうち、一部のみ交付をする場合も同様とする。
- 3 交付申請内容の全てを不交付とする場合は、当該通知書のみで通知を行う。
- 4 本交付決定を受けることなく、設置・更新・撤去を行なった交通安全灯については、いかなる理由があろうと補助対象とはしない。
- 5 交付決定通知をもって補助金の額を確定するものではない。

(変更申請に係る補足事項)

第7条 要綱第9条第1項で「第7条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るもの」に該当する書類で、変更事業計画書として提出する書類は次のとおりとする。

- (1) 変更事業計画書(交通安全灯)(様式 灯第5号)
変更前と変更後の内容を記載すること。
- (2) 交通安全灯変更承認申請額内訳書(様式 灯第6号)
前号に同じ。
- 2 同じく「その他市長が必要と必要と認める書類」に係るものは次のとおりとする。
 - (1) 位置図(当初申請のうち、取り止める箇所または、変更する箇所を明示したもの)
記載方法は当初申請時と同様とする。
 - (2) 現況写真(変更する箇所について、変更の前後とも必要。)
撮影方法は当初申請時と同様とする。
- 3 当該変更に伴う見積額の変更は止むを得ないものとし、その場合は、変更の見積書を提出すること。
記載方法は、変更前と変更後の内容を記載するものとし、当初申請時と同じく各工事区分ごとに1灯当りの見積額を明記すること。
- 4 次の変更は認めないものとする。
 - (1) 設置、更新又は撤去の合計灯数が増となるもの。
 - (2) 補助額が増となる工事区分の変更。

- 5 工事を行う箇所の変更及び工事区分の変更は、申請額の変動の有無に係わらず、要綱第9条第1項の「軽微な変更」とはみなさないものとする。

(変更承認についての補足事項)

第8条 変更承認通知を行う場合は、交通安全灯補助金変更承認通知額内訳書(様式 灯第8号)を添えて通知するものとする。

- 2 変更承認申請のうち、一部のみ変更を承認する場合も同様とする。
- 3 本承認通知をもって、変更後の補助金の額を確定するものではない。
- 4 変更承認申請の全てを不承認とする場合は、不承認通知書のみで通知を行う。

(実績報告についての補足事項)

第9条 要綱第11条第1項第1号の事業報告書として提出する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書(交通安全灯)(様式 灯第9号)

(2) 交通安全灯補助金実績報告額内訳書(様式 灯第10号)

- 2 同じく、第4号の「その他市長が必要と認めた書類」に係るものは、次のとおりとする。

(1) 工事写真

(2) 関係機関や関係者への諸手続の完了が確認できる書類(実施要領第4条第2項第1号から第6号に掲げる書類の写し)

- 3 本条第1項第2号の内訳書で補助金額を算出する際に、変更承認を受けた場合は、変更後の内容を「当初」として記載し、それに対する「実績」を記載するものとする。
- 4 当初交付決定時点(変更承認を受けた場合は変更承認時点)と実績報告時点の間で、見積額は若干変動してもやむを得ないものとするが、灯数及び工事区分は変わってはならない。

(補助金の額の確定についての補足事項)

第10条 確定通知を行う場合は、交通安全灯補助金確定通知額内訳書(様式 灯第12号)を添えて申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は確定通知書を受領後、市長に対し速やかに振込口座連絡票(様式 灯第13号)を提出すること。

(当該補助金により設置又は更新を行った物件の維持管理)

第11条 要綱により設置や更新を行った交通安全灯については、当該自治会の所有とし、以下の各号に記す維持管理の全てを、当該自治会の責任と負担で行うこと。

- (1) 電力料金の支払い

- (2) 灯具や取付金具類（自立式の場合は、当該自立柱を含む）の点検、修繕、取替
- (3) 当該灯設置場所の土地管理者への使用または占有許可手続、及び使用料又は占有料等の支払いが必要な場合は、その支払い
- (4) 電柱等管理者や土地管理者から、当該灯の移転を求められた場合の移転の実施とその費用の負担

（その他）

第 12 条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。